

(平成24年9月12日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認奈良地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

### 第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から6年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から6年3月まで

20歳になった頃、A村役場（当時）から国民年金加入の案内はがきが届いたので、父が同役場で加入手続きし、免除申請も同時に行った。その翌年は免除の案内はがきが送られてきたので、母が同役場にはがきと印鑑を持参し、免除を申請した。

申立期間が未納となっているので調査をお願いしたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、「20歳になった頃、夫がA村役場で国民年金の加入手続きをし、その時に最初の免除申請を行った。翌年は免除の案内はがきが届いたので、私をはがきと印鑑を持参して手続きした。また、申請結果はその都度確認していた。」と述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は平成4年5月8日に払い出されており、当該時点において申立期間の始期である同年4月から5年3月までの免除申請が可能であるとともに、同年4月から6年3月までについて免除されるためには、再度の免除申請が必要となることから、申立内容に特段不合理な点はみられない。

また、子供3人の免除申請を行ったとする申立人の両親は、国民年金保険料を完納又はおおむね納付済みである上、申立人の弟及び妹は、20歳到達直後に国民年金に加入し、その後、学生であった期間は、毎年5月に申請免除手続きが行われており、申立人の両親の国民年金制度への関心の高さがうかがえる。

さらに、申立期間のうち、平成4年度に係る免除申請手続きは、申立人の父親が行ったとしているところ、申立期間直前の平成4年1月から同年3月ま

での国民年金保険料が過年度納付されていることを踏まえると、申立人の父親が加入手続を行った同年5月8日の時点において併せて免除申請手続を行い、遡って免除申請できない期間について過年度納付したと考えるのが自然であり、また、申立期間のうち、平成5年度に係る免除申請手続は、申立人の母親が行ったとしているところ、その母親は同年度の手続の状況について詳細に供述しているとともに、申立人と同様に手続を行っていたとする申立人の弟及び妹の2年目以降の免除申請が毎年5月に行われていることなどを考え併せると、申立人の母親は申立人の同年度の免除申請手続を平成5年5月までに行っていたと考えるのが相当である。

加えて、申立期間当時、申立人は夜間学生であったことから、学生の免除基準は適用されず、一般の免除基準が適用されたと考えられるが、申立人に収入は無かったと考えられる上、申立人の両親は、40年以上前から農業を営んでおり、申立期間当時から父親が病気になる約8年前まで毎年の収入はほぼ一定であったと母親が述べていること、また、弟については大学院卒業後の12年5月から同年9月までの期間、妹については大学卒業後の同年5月から13年3月までの期間が免除期間と記録されていることから、申立人に係る免除申請手続が行われた場合は、その承認があったものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和38年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月10日から同年12月1日まで  
年金記録に一部空白が生じていることは分かっていたが、証明するものもなく、諦めていたところ、日本年金機構から同僚の記録が訂正されたとの文書が届いた。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断すると、申立人がA社及びB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、経理担当の同僚は、勤務場所は変わったものの、業務内容、勤務形態及び給与手取額等については以前と変化が無く、申立期間の給与は親会社であるA社から支払われていたと述べており、申立人と同時期にA社からB社に配属されたと考えられる複数の同僚は、申立期間も親会社のA社から給与の支払いを受け、保険料も控除されていたと述べている。

さらに、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和38年12月1日であり、上記経理担当の同僚の記録は、申立人と同日の同年4月10日にA社において被保険者資格を喪失しているものの、同年5月1日にA社で被保険者資格を再取得している。

以上のことから、B社が厚生年金保険の適用事業所となる前は、A社にお

いて厚生年金保険に加入させる取扱いであったと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、事業主も死亡していることから確認できないが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和38年4月10日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月から同年11月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

奈良国民年金 事案 1272 (事案 12、717、964、1143、1245 の再申立て)

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

これまで 5 回記録訂正の申立てを行い、いずれも認められなかったが、間違いなく申立期間の保険料は納付している。

前回の申立ての際、次兄と同姓同名の記録が見つかったと聞いたが、私の年金記録が誤って次兄の記録とされている。

次兄と私は年齢も近く、顔も似ていること、見つかった記録の誕生月が私と同じであることから、次兄と私を誤認して加入手続きが行われたと思うので、再度調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の過去 5 回の申立てについては、平成 19 年 11 月 30 日付け、21 年 12 月 16 日付け、22 年 11 月 25 日付け、23 年 6 月 22 日付け及び 24 年 3 月 22 日付けで、いずれも年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「私の年金記録が誤って次兄の記録とされている。」として 6 回目の申立てをしている。

申立人が申し立てている年金記録は、申立人の次兄と同姓同名の被保険者に係る記録であり、同記録の国民年金手帳記号番号は、申立人の長兄と同日に払い出されているとともに長兄の同記号番号よりも若い番号となっていることを踏まえると、当該被保険者は、国民年金適用準備期間中である昭和 35 年 10 月から 36 年 3 月までの間に長兄より前又は長兄と同日に加入の届出を行ったと考えるのが自然であり、「民生委員から加入するよう勧められた時点で長兄は既に加入していた。私は長兄よりも後から加入した。」とする申立人の主張とは一致しない。

また、当該被保険者に係る国民年金被保険者台帳によると、納付記録は昭和36年度の1年みの納付となっており、申立人の主張する申立期間とは合致しない上、37年4月には国民年金の被保険者資格を喪失し、その後は被保険者資格を有していないことから保険料の徴収対象とされていなかったと考えられ、申立人が主張するように定期的に集金人に保険料を納付できたとは考え難い。

さらに、申立人は、「次兄とは、年齢が近く、顔も似ているため、誤認して加入手続きが行われた。記録の誕生日が\*月となっているのも、私は\*月生まれであることから二人の誕生日が混ざったのだと思う。」旨を述べているが、日本年金機構では、「未統合記録の同一人判定に当たっては判定基準が定められており、氏名は最も重要度が高く、氏名以外の項目（生年月日・性別・住所・期間）が一致していたとしても、本人判定の判定基準に該当しない。当該手帳記号番号について、同判定基準に照らして判断すると、生年月日が一部相違しているものの、申立人の次兄である可能性が高いと判定されるが、申立人の記録と判定することは困難である。」としており、誕生日のみの一致をもって、当該被保険者記録が申立人のものであると推認するのは困難である。

以上を踏まえると、申立人の国民年金の納付記録が誤って次兄の記録とされている事実は確認できず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 4 月 10 日から同年 8 月 1 日まで

平成 10 年 7 月頃、健康保険証を渡してほしい旨、事業主に申し出たところ、まだ手続が出来ていないので、同年 8 月から加入すると言われ、給与から控除していた同年 4 月から同年 7 月までの健康保険料 2 万数千円を返してもらった。

その際、事業主からは、「健康保険料は控除していたので返す。厚生年金保険料は控除していないので返さない。」との説明を受けたが、平成 10 年 4 月から厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料も給与から控除されていたはずなので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 法人から提出された労働者名簿から、申立人が申立期間について、同法人に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A 法人は、B 国民健康保険組合に加入しており、採用した従業員を厚生年金保険に加入させる場合は、同組合から証明を受けた健康保険被保険者適用除外承認申請書を社会保険事務所（当時）に提出し、政府管掌健康保険の適用除外の承認を受けた上で厚生年金保険のみに加入することとなるが、適用除外が承認されるのは、事業所に使用され、かつ、国民健康保険組合の被保険者である間となっているところ、申立人の同組合における資格取得日及び健康保険被保険者適用除外承認証の適用除外年月日はいずれも平成 10 年 8 月 1 日となっており、厚生年金保険の資格取得日と一致していることが確認できる。

また、A 法人は、「国の記録どおりの届出を行った。」と述べている上、「未経験者は不定期で見習期間があり、見習期間については、厚生年金保険



に加入させていなかった。採用してもすぐに辞めてしまう人が何人もいたので、厚生年金保険については、すぐに加入するのではなく、しばらく様子を見てから加入していた。」と述べており、同法人では、必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A法人は、「国民健康保険料は控除していたので返金したが、厚生年金保険料は控除していなかったので返金していない。数年前に事業主立会いの下、当時はまだ保管していた給与台帳を申立人に直接見せ、厚生年金保険料が控除されていないことは申立人も確認している。」と述べている上、申立人も、事業主から同様の説明を受けたこと、及び数年前に事業主から示された給与台帳を見た際、厚生年金保険料は控除されていなかった旨を述べている。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 奈良厚生年金 事案 1461 (事案 320 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 20 日から 38 年 12 月 21 日まで

A社と一緒に勤務していた妹は、当初脱退手当金を受給していると言われたが、その後記録が訂正され、現在年金として受給している。私は同社を退職後、B県の実家に帰り公共職業安定所で失業手当を受給していたが、脱退手当金を受給した記憶は無い。妹と同様に記録訂正してほしい。また、実家は山奥の田舎で近辺に銀行はなく、脱退手当金を受給できるような環境ではなかった。もし、脱退手当金を受給したのであれば、どこで受給したか明らかにしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 38 年 12 月 21 日の前後の 35 年 8 月から 39 年 4 月までの間に資格を喪失した女性被保険者 18 名のうち、受給権のある 14 名全員に脱退手当金の支給記録があり、そのうち 10 名については資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定が行われていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられること、ii) 同名簿における申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 3 か月後の 39 年 4 月 4 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえないこと、iii) 申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないこと等から、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 8 月 5 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、A社と一緒に勤務していた妹は、当

初脱退手当金を受給していると言われたが、その後記録が訂正され、現在年金として受給しているが、自身については記録が訂正されず、その取扱いに誤りがあると主張している。

そこで、妹の被保険者記録を確認したところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されている上、オンライン記録によると、同社を退職し昭和37年2月28日に資格喪失した後、同年3月15日に別の事業所において別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で資格取得しており、当該記号番号が平成8年9月2日に統合されていることが確認できる。脱退手当金は、厚生年金保険の被保険者となったときに受給の権利を失うこととされており、妹については、支給決定日において被保険者であったと考えられ、記号番号の統合時に脱退手当金の支給決定が取り消されたものと推認される。一方、申立人については、脱退手当金の支給決定日である昭和39年4月4日において被保険者記録は見当たらない上、申立内容から、申立人は失業手当を受給又は申請中であり、当時、被保険者であった事情はうかがえないなど、妹とは状況が異なっていたものと推認される。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんにあたっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明できる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高く、申立人の資格喪失日から約3か月後に支給決定がなされていることなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

したがって、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。